

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）

（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校教育法第六十八条に定める国立大学） 第三条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総合研究大学院大学は、第九条の二に定める大学共同利用機関及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構のうち政令で定めるものとの緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>（学校教育法第六十八条に定める国立大学） 第三条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総合研究大学院大学は、第九条の二に定める大学共同利用機関で政令で定めるものとの緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。</p> <p>4（略）</p>

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）</p> <p>第九条の二 協会は、前条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、<u>独立行政法人宇宙航空研究開発機構</u>、通信・放送機構及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）<u>第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者</u>その他前条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。</p> <p>（電波監理審議会への諮問）</p> <p>第五十三条の十 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>（中継国際放送の協会の認可）、同条第八項（任意的業務の認可</p> <p>（<u>独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の</u></p>	<p>（宇宙開発事業団等への出資）</p> <p>第九条の二 協会は、前条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、<u>宇宙開発事業団</u>、通信・放送機構及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）<u>第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者</u>その他前条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。</p> <p>（電波監理審議会への諮問）</p> <p>第五十三条の十 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>（中継国際放送の協会の認可）、同条第八項（任意的業務の認可</p> <p>（<u>宇宙開発事業団等への出資の認可</u>）、<u>第九条の四</u></p>

認可)、第九条の四第一項(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第十一条第二項(定款変更の認可)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の命令)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第四十七条(放送設備の譲渡等の認可)、第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第一項(有料放送の役務の料金の認可)、同条第四項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十三第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

三〇六 (略)

2 (略)

第一項(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第十一条第二項(定款変更の認可)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の命令)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第四十七条(放送設備の譲渡等の認可)、第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第一項(有料放送の役務の料金の認可)、同条第四項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十三第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

三〇六 (略)

2 (略)

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）

（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一～三十四の二（略）</p> <p>三十四の三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第 号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十五（略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一～三十四の二（略）</p> <p>三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）第二十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十五（略）</p>

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）

（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、<u>宇宙開発事業団</u>、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、<u>農畜産業振興事業団</u>、中小企業総合事業団、環境事業団、</p>

、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	別表第一（第二条関係）			
	名称 （略）	医薬品副作用被害救済 ・研究振興調査機構 運輸施設整備事業団	（略）	根拠法 （略）
現 行	別表第一（第二条関係）			
	名称 （略）	運輸施設整備事業団	（略）	根拠法 （略）

独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十四年法律第 号）

（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	別表（第一条関係）			
	名称 （略）	医薬品副作用被害救済 ・研究振興調査機構 運輸施設整備事業団	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機 構法（昭和五十四年法律第五十五号） 運輸施設整備事業団法（平成九年法律第 八十三号）	根拠法 （略）
現 行	別表（第一条関係）			
	名称 （略）	運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法（平成九年法律第 八十三号）	根拠法 （略）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（不当労働行為の申立て等についての経過措置）</p> <p>第八条 機構の成立前に特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この条において「特労法」という。）第十八条の規定に基づき研究所がした解雇についての特労法第十九条の規定する事項については、なお従前の例による。</p> <p>2 機構の成立の際現に中央労働委員会に係属している研究所とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章の規定する事項については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>（不当労働行為の申立て等についての経過措置）</p> <p>第八条 機構の成立前に国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この条において「国労法」という。）第十八条の規定に基づき研究所がした解雇についての国労法第十九条の規定する事項については、なお従前の例による。</p> <p>2 機構の成立の際現に中央労働委員会に係属している研究所とその職員に係る国労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する国労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章の規定する事項については、なお従前の例による。</p>

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第八条 宇宙開発委員会（以下この款において「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるとともに、宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第号）附則第十三条において準用する同法第十一条の規定による独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員となるべき者の指名に対する同意及び意見の申出を行うこと。</p> <p>二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十九条に規定する宇宙開発に関する長期的な計画の議決を行うこと。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第八条 宇宙開発委員会（以下この款において「委員会」という。）は、宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>二十五 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）（第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）における教育及び研究並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に關すること。</p> <p>二十六～九十五（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第八条 宇宙開発委員会（以下この款において「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>二十五 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）（第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）における教育及び研究に關すること。</p> <p>二十六～九十五（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第八条 宇宙開発委員会（以下この款において「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるとともに、<u>宇宙開発事業団法（昭和十四年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</u></p> <p>一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第</p>

号) 第十一条の規定による独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員¹の任命に対する同意及び意見の申出を行うこと。

二 (略)

号) 附則第十三条において準用する同法第十一条の規定による独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員²となるべき者の指名に対する同意及び意見の申出を行うこと。

二 (略)